

令和7年八千代市農業委員会

第1回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和7年八千代市農業委員会第1回総会議事日程

開催日時	令和7年1月10日(金)午後1時30分～午後2時10分
開催場所	八千代市役所 別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第3号, 報告第1号～第3号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第2号	農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件 (農地中間管理事業の推進に関する法律)
議案第3号	農地の賃借料情報の提供について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員(13名)

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	5 間野 恵一	6 立石 巖
7 鈴木 正範	8 吉橋 清一	10 周郷 崇
11 黒澤 京子	12 花島 淳	13 黒崎 玲子
14 稲垣 哲也		

(欠席委員: 9 今井 茂)

◆出席農地利用最適化推進委員(12名)

1 仲村 秀一	3 將司 実	4 志田 啓佑
5 塩谷 正人	6 古池 正二	7 太田 雅章
8 角山 克志	9 三栗谷 友理	10 齋藤 孝一
11 市川 善美	12 長岡 みづ枝	13 小林 正樹

(欠席委員: 2 戸田 真一)

◆事務局（4名）

局長 安原 信尚 次長 小林 直樹 主査 岩井 孝則
主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和7年八千代市農業委員会第1回総会は成立いたしました。</p> <p>推進委員は13名中12名が出席しております。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>11番 黒澤委員、12番 花島委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第3号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農用地利用集積計画審議の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番から3番）</p>
局長	<p>右上に、参考案内図1-1及び1-2と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、佐山については、熱田神社の北西約450mの範囲に位置しています。また、堀の内については、神崎橋の東約500mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農用地利用集積計画による賃貸借権の再設定で期間</p>

	<p>は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10a当たり米1.5俵です。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は250日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（4番から5番）</p>
局長	<p>右上に、参考案内図1-3と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、市立睦北保育園の南約300mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農用地利用集積計画による使用貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定のため、問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読（6番）</p>
局長	<p>右上に、参考案内図1-4と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、吉橋八幡神社の北東約700mの範囲に位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農用地利用集積計画による貸借権の再設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は10a当り10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は250日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより、議案第1号の1番から6番について、一括して討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号の1番から6番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>
局長	<p>本件につきましては、令和5年度の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画が創設され、令和7年4月以降の新規の借入、貸付等に係る手続きを行う場合、または神野地区のように地域計画が策定された地区で利用権設定を行う場合は、従来の集積計画はできなくなり、今回のような農地中間管理機構を経由した促進計画に統合されます。</p> <p>本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることから、意見聴取を行うものであります。</p> <p>右上に、参考案内図2-1と記載があります案内図をご覧ください。</p>

	<p>場所は、神尾橋の南東約530mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農用地利用集積等促進計画による貸借権の新規設定で期間は6年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は10a当り米1.5俵です。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定のため、問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は200日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読（2番）
局長	<p>右上に、参考案内図2-2と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、旧少年自然の家の南約180mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農用地利用集積等促進計画による使用貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定のため、問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読（3番）
局長	<p>右上に、参考案内図2-3と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は、市立睦北保育園の南約140mに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農用地利用集積等促進計画による使用貸借権の新規設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定のため、問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 議事を進めます。 議案第2号について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、農業委員会として意見はありますか。</p> <p>【「意見なし」の声あり】</p>
議長	<p>続いて採決を行います。 議案第2号について、意見はなしとして、市長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号については、意見はなしとして、市長へ回答することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>お手元の資料で右上に別紙1と記載があります、「農地の賃借料情報の提供について」をご覧ください。 本件については、農地法第52条の規定により、農業委員会が提供する農地の賃借料情報について、審議をお願いするものです。 詳細は、担当より説明いたします。</p>
事務局	<p>別紙1は、昨年の1月から12月までの1年間に、許可または承認した農地の賃借料の情報を公開したいとするものです。 1番上の表が田について、中央の表が畑について、1番下の表は令和4年から6年までの3年間の推移となっています。 1番の田の表をご覧ください。第1区、第2区、第3区とあるのは、市</p>

	<p>内をそれぞれ旧大和田町，旧睦村，旧阿蘇村に分けたもので，詳細は表の下，※印の1番をご覧ください。</p> <p>平均額については，昨年の1月から12月までに，農地法第3条の申請による許可，または農用地利用集積計画を承認した農地10a当たりの賃借料の平均額で，第1区が18,000円，第2区が9,200円，第3区が18,000円となり，市内全体では9,500円となります。作目がレンコンの場合，畑の部に算入しております。</p> <p>賃借料を物納している場合には，JA八千代市の米の標準買取価格，一等米 1俵18,000円で換算し，計算しています。また，金額については，全て10円単位で四捨五入し，100円単位で表示しています。</p> <p>次に，最高額については，第1区18,000円，第2区22,700円，第3区18,000円となります。</p> <p>次に，最低額については，第1区18,000円，第2区9,000円，第3区18,000円となります。</p> <p>次に，データ数につきましては，筆数となりまして，第1区4筆，第2区713筆，第3区26筆，合計743筆となります。</p> <p>次に，件数につきましては，第1区1件，第2区128件，第3区16件，合計145件となります。</p> <p>同様に2番が，畑の表となります。</p> <p>3番の表は，令和4年から6年までの3年間の市内全域の推移となっており，田が3年平均で9,300円，畑が3年平均で10,400円となります。</p> <p>最後に，情報の提供方法といたしましては，採決をいただいた後，市のホームページへ掲載するとともに，3月に発行する農業委員会だよりへ掲載いたします。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p>
議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第3号について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、原案のとおり提供することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり提供することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>次に、令和6年度第6回広報委員会が開催されましたので、三栗谷推進</p>

三栗谷推進委員	<p>委員から報告願います。</p> <p>広報委員の三栗谷です。</p> <p>去る、12月9日、総会終了後に、令和6年度第6回広報委員会を開催しましたので、報告します。</p> <p>今回の会議では、農業委員会だより第54号の表紙及び2ページに掲載する「レンコンを栽培している農家さんへのインタビュー」の記事内容について協議しました。</p> <p>次回の総会後の広報委員会においても、引き続き協議し、3月17日の納品に向け編集を行います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>三栗谷推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、先月12日に島田地区の地域計画に関する話合いが開催されましたので、古池推進委員より報告願います。</p>
古池推進委員	<p>6番 古池です。</p> <p>昨年の12月12日に、島田地区の地域計画に関する話合いが開催されましたので報告します。</p> <p>参加者ですが、島田地区の耕作者10名に参加していただきました。</p> <p>話合いでは、地域計画案の確認、目標地図の色塗り、確認を行いました。</p> <p>今後ですが、地域計画案と目標地図案を地区住民に郵送し、修正等がなければ完成とする予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>古池推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、先月17日から19日にかけて農業会館において「地域計画合同協議の場」が開催されました。当日は各地区の関係委員にご協力いただき、滞りなく作業を進めることができました。この場をお借りして感謝申し上げます。つきましては、今後の地域計画の策定の進め方について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>【今後の進め方について説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>その他，報告のある方はいますか。</p> <p>【「報告なし」の声あり】</p> <p>議長 報告等がないようですので，以上をもって，本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>議長 次に，事務局より連絡事項があります。</p> <p>次長 連絡事項は全部で4点です。</p> <p>○次回の総会について 2月7日（金）午後1時30分から 市役所別館2階 第1・2会議室</p> <p>○次回の現地調査について 1月27日（月） 担当委員：黒澤委員，花島委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>○源泉徴収票の配布について ○農業者年金加入推進活動に関する提出書類について 連絡事項は以上となります。</p> <p>議長 以上で令和7年第1回総会を閉会します。</p>
--	---